

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 1 / 3

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

コード	資格区分	建設業の種類																																
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	綱	筋	舖	し	板	力	塗	防	内	機	絶	造	画	井	具	水	消	溝	解				
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
11	1級建設機械施工工	7																																
1A	1級建設機械施工工（附則第4条該当）	7																																
12	2級建設機械施工工（第1種～第6種）	7																																
1B	2級建設機械施工工（第1種～第6種）（附則第4条該当）	7																																
13	1級土木施工管理工	7																																
1C	1級土木施工管理工（附則第4条該当）	7																																
14	2級土木施工管理工	土木		7																														
1D		土木（附則第4条該当）		7																														
1E		鋼構造物塗装																																
15	2級土木施工管理工	薬液注入		7																														
16		薬液注入（附則第4条該当）		7																														
1E																																		
20	1級建築施工管理工	7																																
2A	1級建築施工管理工（附則第4条該当）	7																																
21	2級建築施工管理工	建築		7																														
22		躯体		7																														
2B		躯体（附則第4条該当）		7																														
23	2級建築施工管理工	仕	上	げ	7																													
27	1級電気工事施工管理工																																	
28	2級電気工事施工管理工																																	
29	1級管工事施工管理工																																	
30	2級管工事施工管理工																																	
31	1級電気通信工事施工管理工																																	
32	2級電気通信工事施工管理工																																	
33	1級造園施工管理工																																	
34	2級造園施工管理工																																	
		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 綱 筋 舖 し 板 力 塗 防 内 機 絶 造 画 井 具 水 消 溝 解																																
建築士法	免許証	37	1級建築士	7																														
		38	2級建築士	7																														
		39	木造建築士	7																														
技術士法	登録証	41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）	7																														
		4A	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）（附則第4条該当）	7																														
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」	7																														
		4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」（附則第4条該当）	7																														
		43	農業「農業土木」・総合技術監理「農業—農業土木」	7																														
		4C	農業「農業土木」・総合技術監理「農業—農業土木」（附則第4条該当）	7																														
		44	電気電子・総合技術監理「電気電子」																															
		45	機械（「流体力学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（流体力学、熱工学を除く）																															
		46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械—流体力学」又は「機械—熱工学」																															
		47	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）																															
		48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道—上水道及び工業用水道」																															
		49	水産「水産土木」・総合技術監理「水産—水産土木」																															
		4D	水産「水産土木」・総合技術監理「水産—水産土木」（附則第4条該当）																															
		50	森林「林業」・総合技術監理「森林—林業」																															
		51	森林「森林土木」・総合技術監理「森林—森林土木」																															
		5A	森林「森林土木」・総合技術監理「森林—森林土木」（附則第4条該当）																															
		52	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理、廃棄物管理を除く）																															
		53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学—水質管理」																															
		54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学—廃棄物管理」																															
		電気工事士法	免状	55	第1種電気工事士																													
				56	第2種電気工事士【3年】																													
電気事業法	免状	58	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】																															
電気通信事業法	資格者証	59	電気通信主任技術者【5年】																															
水道法	免状	65	給水装置工事主任技術者【1年】																															
消防法	免状	68	甲種消防設備士																															
		69	乙種消防設備士																															
		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 綱 筋 舖 し 板 力 塗 防 内 機 絶 造 画 井 具 水 消 溝 解																																

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 2 / 3

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工		7																											
64	型枠施工		7	7																										
6B	型枠施工（附則第4条該当）		7	7																									7	
72	左官			7																										
57	とび・とび工				7																									7
5B	とび・とび工（附則第4条該当）				7																									7
73	コンクリート圧送施工				7																									
7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）				7																									7
66	ウェルポイント施工				7																									
6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）				7																									7
74	冷凍空調機器施工・空調設備配管								7																					
75	給排水衛生設備配管								7																					
76	配管（注1）・配管工								7																					
70	建築板金「ダクト板金作業」					7		7						7																
77	タイル張り・タイル張り工								7																					
78	築炉・築炉工・れんが積み								7																					
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7		7																						
80	石工・石材施工・石積み					7																								
81	鉄工（注2）・製罐 <small>せいかん</small>										7																			
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）											7																		
83	工場板金															7														
84	板金・建築板金・板金工（注4）						7								7															
85	板金・板金工・打出し板金														7															
86	かわらぶき・スレート施工						7																							
87	ガラス施工														7															
88	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工															7														
89	建築塗装・建築塗装工															7														
90	金属塗装・金属塗装工															7														
91	噴霧塗装															7														
67	路面標示施工															7														
92	畳製作・畳工																		7											
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			7										
94	熱絶縁施工																					7								
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																												7	
96	造園																												7	
97	防水施工																		7											
98	さく井																												7	

職業能力開発促進法
 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業）3/3

コード	資格区分	建設業の種類																																				
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	鉄	し	板	力	塗	防	内	機	総	通	園	井	具	水	清	解									
61	地すべり防止工事					7																				7												
6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）					7																				7									7			
40	基礎くい工事					7																																
62	建築設備士												7	7																								
63	計装												7	7																								
60	解体工事																																			7		
36	基幹技能者	種 目	登録電気工事基幹技能者										7													7												
			登録橋梁基幹技能者										7																									
			登録造園基幹技能者																										7									
			登録コンクリート圧送基幹技能者												7																							
			登録防水基幹技能者																										7									
			登録トンネル基幹技能者													7																						
			登録建設塗装基幹技能者																										7									
			登録左官基幹技能者																											7								
			登録機械土工基幹技能者													7																						
			登録海上起重基幹技能者																																			
			登録PC基幹技能者																																			
			登録鉄筋基幹技能者																																			
			登録圧接基幹技能者																																			
			登録型枠基幹技能者																																			
			登録配管基幹技能者																																			
			登録高・土工基幹技能者																																			
			登録切断穿孔基幹技能者																																			
			登録内装仕上工事基幹技能者																																			
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																																			
			登録エクステリア基幹技能者																																			
			登録建築板金基幹技能者																																			
			登録外壁仕上基幹技能者																																			
			登録ダクト基幹技能者																																			
			登録保温保冷基幹技能者																																			
			登録グラウト基幹技能者																																			
			登録冷凍空調基幹技能者																																			
			登録運動施設基幹技能者																																			
			登録基礎工基幹技能者																																			
			登録タイル張り基幹技能者																																			
			登録標識・踏面標示基幹技能者																																			
登録消火設備基幹技能者																																						
登録建築大工基幹技能者																																						
登録硝子工事基幹技能者																																						
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7				

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- (注6) 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 1/3

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）

「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）

「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）

「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	厩	電	管	夕	鋼	筋	鉄	板	力	造	防	内	機	絶	通	管	井	具	水	消	溝	溝
01	法第7条第2号 イ 該当		2	2	2	2				2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2
02	法第7条第2号 ロ 該当		5	5	5	5				5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3							3	3	3										3							
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）	6	6	6	6	6				6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6	
建設業法 （技術検定）	11	1級建設機械施工技士								9																			
	1A	1級建設機械施工技士（附則第4条該当）								9																		9	
	12	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）								8																			
	1B	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）								8																		8	
	13	1級土木施工管理技士								9	9	9			9	9	9									9		9	
	1C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）								9	9	9			9	9	9									9		9	
	14	2級土木施工管理技士	種別	土木	8	8								8												8		8	
	1D			土木（附則第4条該当）	8	8									8											8		8	
	15			鋼構造物塗装													8												
	1E			業液注入（附則第4条該当）	8																								8
	20	1級建築施工管理技士								9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9				9		9	9	
	2A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）								9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9				9		9	9	
	21	2級建築施工管理技士	種別	建築	8	8					8	8																8	
	22			躯体	8	8					8	8																8	
	2B			躯体（附則第4条該当）	8	8					8	8																	8
	23	仕上げ								8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8				8				
	27	1級電気工事施工管理技士								9																			
	28	2級電気工事施工管理技士																											
	29	1級管工事施工管理技士								9																			
	30	2級管工事施工管理技士																											
	31	1級電気通信工事施工管理技士																					9						
	32	2級電気通信工事施工管理技士																					8						
	33	1級造園施工管理技士																					9						
	34	2級造園施工管理技士																											
建築士法	37	1級建築士								9	9								9										
	38	2級建築士								8									8										
	39	木造建築士								8																			
技術士法	41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）								9					9	9									9		9		
	4A	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）（附則第4条該当）								9					9	9									9		9		
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」								9					9	9									9		9		
	4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」（附則第4条該当）								9					9	9									9		9		
	43	農業「農業土木」・総合技術監理「農業—農業土木」								9																			
	4C	農業「農業土木」・総合技術監理「農業—農業土木」（附則第4条該当）								9																	9		
	44	電気電子・総合技術監理「電気電子」								9												9							
	45	機械（「流体力学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（流体力学、熱工学を除く）																				9							
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械—流体力学」又は「機械—熱工学」																				9							
	47	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）														9										9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道—上水道及び工業用水道」														9									9	9			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理「水産—水産土木」								9						9													
	4D	水産「水産土木」・総合技術監理「水産—水産土木」（附則第4条該当）								9						9											9		
	50	森林「林業」・総合技術監理「森林—林業」																								9			
51	森林「森林土木」・総合技術監理「森林—森林土木」								9																9				
5A	森林「森林土木」・総合技術監理「森林—森林土木」（附則第4条該当）								9															9		9			
52	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理、廃棄物管理を除く）																												
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学—水質管理」																								9				
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学—廃棄物管理」																								9	9			
電気工事士法	55	第1種電気工事士																											
	56	第2種電気工事士																											
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）																											
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者																											
水道法	65	給水装置工事主任技術者																											
消防法	68	甲種消防設備士																									8		
	69	乙種消防設備士																									8		

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業）2/3

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工			8																										
64	型枠施工			8	8																									
6B	型枠施工（附則第4条該当）			8	8																									8
72	左官			8																										
57	とび・とび工			8																										8
5B	とび・とび工（附則第4条該当）			8																										8
73	コンクリート圧送施工			8																										
7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）			8																										8
66	ウェルポイント施工			8																										
6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）			8																										8
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																													
75	給排水衛生設備配管																													
76	配管（注1）・配管工																													
70	建築板金「ダクト板金作業」					8									8															
77	タイル張り・タイル張り工									8																				
78	築炉・築炉工・れんが積み									8																				
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工				8				8																					
80	石工・石材施工・石積み				8																									
81	鉄工（注2）・製罐																													
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）										8																			
83	工場板金															8														
84	板金・建築板金・板金工（注4）					8									8															
85	板金・板金工・打出し板金														8															
86	かわらぶき・スレート施工					8																								
87	ガラス施工															8														
88	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工															8														
89	建築塗装・建築塗装工															8														
90	金属塗装・金属塗装工															8														
91	噴霧塗装															8														
67	路面標示施工															8														
92	畳製作・畳工																			8										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			8										
94	熱絶縁施工																				8									
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8				
96	造園																													
97	防水施工															8														
98	さく井																									8				

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業）3/3

コード	資格区分	建設業の種類																															
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
61	地すべり防止工事						8																				8						
6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）						8																				8					8	
40	基礎くい工事						8																										
62	建築設備士																																
63	計装																																
60	解体工事																														8		
36	基幹技能者	種目	登録電気工事基幹技能者																							8							
			登録橋梁基幹技能者						8																								
			登録造園基幹技能者																														
			登録コンクリート圧送基幹技能者						8																								
			登録防水基幹技能者																												8		
			登録トンネル基幹技能者														8																
			登録建設塗装基幹技能者																														8
			登録左官基幹技能者																														
			登録機械土工基幹技能者																														
			登録海上起重基幹技能者																														
			登録PC基幹技能者																														
			登録鉄筋基幹技能者																														
			登録圧接基幹技能者																														
			登録型枠基幹技能者																														
			登録配管基幹技能者																														
			登録簿・土工基幹技能者																														
			登録切断穿孔基幹技能者																														
			登録内装仕上工事基幹技能者																														
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																														
			登録エクステリア基幹技能者																														
			登録建築板金基幹技能者																														
			登録外壁仕上基幹技能者																														
			登録ダクト基幹技能者																														
			登録保温保冷基幹技能者																														
登録クラウド基幹技能者																																	
登録冷凍空調基幹技能者																																	
登録運動施設基幹技能者																																	
登録基礎工基幹技能者																																	
登録タイル張り基幹技能者																																	
登録標識・路面標示基幹技能者																																	
登録消火設備基幹技能者																																	
登録建築大工基幹技能者																																	
登録硝子工事基幹技能者																																	
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）		8	8	8	8	8		8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8			

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経過年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作业」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注5） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- （注6） 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

別紙③ 指定学科一覧

許可を受けようとする建設業	指定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。)都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別紙④ 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し、12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者。 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者。 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者。